

法と政治

愛知学院大学法学部教授 堅田研一

「私の専門は法哲学です」と言うと、相手が驚いて、「政治哲学だとばかり思っていました」と言われたことが何度かある。こちらとしては法哲学も政治哲学もそんなに違わないものと思っているので、相手が驚いたこと自体に驚き、「法哲学って一体何だと思われているのかな」と訝しく思ったものである。確かに私は、法や法体系の内在的構造を研究するのではなく、「政治ではなく法によって社会秩序をつくるべきだ」という主張を行うので、法に関する一種の政治哲学だと言えなくもない。

社会的な問題を政治によって解決しようとする（その極が、戦争や革命による解決であるだろう）、カール・シュミットのいうように、「友・敵」の区分が行われ、実力による「敵」の排除が問題になる。それはある種の悲劇を生み出す場合が多い。このような政治的解決が避けられない場合も確かにあるだろう。これに対して法は、争いを、決定的な対立（生死を賭けた闘争）に到らせることなく解決するという特質をもつ。争いの当事者は、共に「法の人格」を認められ、法原理や法規範をもって解決が図られる。いわゆる「法の支配」とは、国家統治を法の拘束の下に置こうとすることであり、この「法の支配」における「法」とは、近代市民革命を経て形成されてきた、人権の尊重を基本原理とする。独裁は人権の侵害を招く可能性が高いから、権力分立の原理が要請される。近代的な意味での憲法は、これらの原理を文章化して国家統治の基礎とするところにその意義をもつ。

ところで、憲法もまた政治的・権力的に制定される。したがって、政治的な力によって、憲法改正の手続きや新憲法の制定を行わずに事実的に変えてしまうことが可能である。これは、法的に考えると不法であるが、この事実的な変更が、例えば国民の積極的・消極的な支持も得て事実上受け入れられると、いくら不法だと言っても、政治的には無力である。この場合、事実的な変更によって新たな法体系が形成されたことになる。おそらく、早晩は新憲法が制定されるだろうが、この新憲法が、人権などの近代的な法原理とは異なる原理を採用する場合もあるだろう。

これは政治の問題である。しかし、忘れてはならないのは、人権など、近代憲法に取り入れられている近代法の諸原理は、その歴史的な形成過程からもわかるように、争いを、生死を賭けた闘争にまで到らせることなく解決するという法の特質を備え、そのための知恵を内在させているということである。争いを平和的に解決するために形成された原理や規範こそが法だとさえ言える。争いの両当事者が、共に受け入れている法の原理や規範の下で、双方の納得の下で、または双方が信頼する第三者の判断によって、争いを解決するというのが法の基本的なかたちである。このような第三者である司法部が、この役割を果たすことなく、政治的な判決を行うならば、司法部は司法部として機能していないことになる。

このような法的解決が、人権を受け入れている国とそうでない国との間で機能するのかという疑問がある。けれども、現在、人権を明示的に否定する国が存在するだろうか。人権の解釈の仕方をめぐると対立はあるだろう。したがって、この解釈の対立をすり合せていくことになる。一致はむずかしい。けれども、恒常的に対立する国どうしの場合、このすり合わせを行うこと自体に意味があるとも言えるだろう。